

公益社団法人北海道看護協会
新型インフルエンザ等対策業務計画の概要

1. 整備理由

本会は「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」）」の規定による「指定地方公共機関」として、新型インフルエンザ等発生時には、その業務について対策を実施する責務を有している。

今後における「新型インフルエンザ等感染症」の発生に備え、対策に万全を期すため、本計画を整備する。

2. 計画概要

- ・本計画は、道の「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき策定した。
- ・本計画の策定にあたっては、日本看護協会の業務計画等を参考とした。

(1) 目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、会員、看護職の生命及び健康を保護することにより、社会に必要な医療等提供体制を確保する。
- 本会役職員への感染拡大を可能な限り抑制する。

(2) 計画の概要

I はじめに.....	P 1
・特措法で規定される「指定地方公共機関」として本会の位置付け等	
II 総則.....	P 2
1 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的と基本方針.....	P 2
<目的> 　・上記のとおり	
<基本方針>	
・本計画は道行動計画に基づき、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に柔軟に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。	
・本会新型インフルエンザ対策本部が本計画のうちから実施すべき対策を選択、決定し、各部署はその指示及び決定に従うもの。	
2 新型インフルエンザ等対策業務計画の運用.....	P 3
<留意点> 　・基本的人権の尊重・関係機関相互の連携協力の確保等	
<被害想定>	
・罹患者～会員、看護職、本会役職員の 25% の罹患を想定	
・欠勤者～ピーク時においては最大 40% 程度の欠勤を想定	
※道行動計画・日本看護協会業務計画に準拠	
III 新型インフルエンザ等対策の実施体制.....	P 4
・新型インフルエンザ等対策本部の設置	
・関係機関との連携	
<発生段階> 　未発生期→海外発生期→国内発生早期→国内感染期→小康期	
IV 新型インフルエンザ等対策に関する事項.....	P 11
・発生段階に応じた対応～基本的な考え方と主な業務	
・対策に必要な物品等の備蓄等	
V 評価・その他	P 19
・役職員に対する研修、計画の見直し	

3 施行日

平成 28 年 1 月 29 日